

山田

鈴木

署名押印欄で使
用した印鑑をそ
れぞれ押してく
ださい。

婚姻届

平成28年4月1日 届出

提出する年月日を書いてください。

熊本県玉名郡和水町 長 殿

受理 平成 年 月 日		送 付 平成 年 月 日		第 号				第 号				長 印			
書類調査		戸籍記載		記載調査		調 査 票		附 票		住 民 票		通 知			
(よみかた)		夫 にな る 人				妻 にな る 人									
氏 名		や ま だ た ろ う				す ず き あ き こ									
生 年 月 日		昭 和 5 0 年 5 月 9 日				昭 和 5 3 年 12 月 10 日									
住 所		熊本県玉名郡和水町江田				熊本県玉名市岩崎									
(住民登録をして いるところ)		3886 番地 号				1004 番地 1 号									
本 籍		熊本県玉名郡和水町江田				熊本県熊本市水前寺6丁目									
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)		3886 番地 番				18 番地 番									
父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄		父 山 田 一 男		続 き 柄		父 鈴 木 一 郎		続 き 柄							
(他の養父母は その他の欄に 書いてください)		母 幸 子		長 男		母 佐 藤 和 子		二 女							
婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍		☒ 夫の氏		新本籍(左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)											
		☐ 妻の氏		熊本県玉名郡和水町江田 3 8 8 6 番地 番											
同居を始めた とき		平成 2 1 年 12 月				(結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)									
初 婚 ・再 婚 の 別		☒ 初婚 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)				☒ 初婚 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)									
同居を始める 前の夫婦のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と		夫 妻		1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯											
		夫 妻		2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯											
		夫 妻		3.企業・個人商店等(官公署は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が 1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)											
		夫 妻		4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々また は1年未満の契約の雇用者は5)											
		夫 妻		5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯											
		夫 妻		6.仕事をしている者のいない世帯											
夫 婦 の 職 業		(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)				夫の職業 妻の職業									
その他															
届 出 人		夫 山 田 太 郎				妻 鈴 木 明 子									
署 名 押 印		山田				鈴木									
事 件 簿 番 号				住 定 年 月 日		夫 年 月 日		妻 年 月 日							

提出にあたって

- ※ 届出の際は、本人確認をします。届出書をお持ちになる方の身分証明書(免許証、パスポート等)をお持ちください。
- ※ 夫婦のそれぞれの本籍地が届出地以外である場合は、戸籍謄本を一緒に提出してください。
- ※ 夫婦が未成年であるときは、未成年である者の父母の婚姻同意書が必要です。

証 人	
署 押 名 印	田 中 幸 雄 田中
生 年 月 日	昭 和 2 5 年 8 月 15 日
住 所	熊本県玉名郡和水町板楠
	70 番地 号
本 籍	熊本市水前寺6丁目
	18 番地 番

婚姻届の書き方

※ 届書に記載する文字は略さず丁寧に書いてください。

- 【具体的な記入方法】
- (1) 欄 氏名 …妻になる人は結婚前の氏を記入します。
- (2) 欄 住所 …婚姻届と同時に住所変更届(転入、転居)をするときは、新しい住所を書いてください。
- (3) 欄 本籍 …「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書きます。
父母の氏名を書く際、父母が現在、婚姻中であるときは、母の氏は書かないで名前だけを書いてください。また、離婚その他で父母の氏が変わるときは、現在の氏を書いてください。
- (4) 欄 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍
どちらの氏を選択するか記入(チェック)します。新本籍の欄には、選択した人がすでに戸籍の筆頭者であるときは、何も記入する必要はありません。
- (5) 欄 同居を始めたとき …同居もしておらず、結婚式もあげていないときは、記入する必要はありません。
- (6) 欄 初婚・再婚の別 …再婚のときは、直前の離婚の年月日を記入します。
- (7) 欄 …夫婦それぞれの現在の該当する状況を選択(チェック)してください。

※ 署名押印 …署名は必ず本人が自署し、印鑑はシャチハタ等のゴム印は使用できません。

証人 …証人は必ず2名必要です。婚姻の事実を知っている人で、20歳以上であれば親、兄弟姉妹、友人等どなたでも結構です。

連絡先 …夫婦いずれかの昼間に連絡のとれる電話番号を記載してください。(携帯電話 可)

連絡先	山田太郎
電話(〇〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇 番	
自宅・勤務先・呼出	ケイタイ 方

表面へ続く